

記入例

預金口座振替依頼書 記入例

フリガナ サイタマ タロウ		お届け印・通帳印	
→ 埼玉 太郎		埼玉	
(1) 金融機関	金融機関名	銀行コード	支店コード
	金融機関コード	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
(2) ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	通帳記号
	1 6 6	3 0 1	0 ※
	払込先口座番号	00110-6-144689	払込先加入者名
			りそな決済サービス株式会社

※メンバーズ入会申込者と口座振替依頼書の
口座名義人は原則、同一としてください。

メンバーズ入会申込書 記入例

申込み	2023年4月1日	会員番号	
受理	2023年4月1日	会員番号	
お名前	フリガナ サイタマ タロウ	フリガナ サイタマ タロウ	埼玉 太郎
生年月日	西暦 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	①.男 2.女
〒	330-8669	埼玉県	埼玉
ご住所	フリガナ サイタマ	さいたま市	都道府県
	フリガナ オオミヤク サクラギチョウ	大宮区桜木町1-123	
電話番号(ご自宅)	-	-	
電話番号(携帯)	-	-	

※振替後のご通帳には、「RKソニックチケット」・「RKソニックカイト」等と表記がなされますのでご了承ください。

会員規約

■名称

【第1条】

この会員制度は、ソニックシティホールメンバーズといたします。

■目的

【第2条】

この会員制度は、県民の文化事業への参加の機会を確保し、もって県民文化の向上に寄与することを目的とします。

■事務局

【第3条】

この会員制度に関する事務は、ソニックシティホールメンバーズ事務局(以下「事務局」という。)が行い、この事務局は公益財団法人埼玉県産業文化センター(以下「当財団」という。)内に置きます。

■会員

【第4条】

①会員とは、音楽を愛好し、当財団の事業に賛同いただける方で、本規約を承認の上この会員制度に入会の申込みをされ、当財団が入会を認めた方をいいます。
②会員には、ソニックシティホールメンバーズカード(以下「会員証」という。)を発行するものとします。
③会員資格の有効期限は、毎年3月31日までとします。ただし、会員又は当財団のいずれか一方が申し出ない限り、さらに1年間延長し、年会費を納め自動更新するものとし、その後も同様とします。

■年会費

【第5条】

会員は、毎年所定の時期に、当財団に支払うものとします。

■チケットの購入

【第6条】

①会員は、当財団が主催又は共催あるいは後援する公演の中から当財団が指定する公演について、一般発売前に所定の価格でチケットを購入できるものとします。
②前項の公演、申込期間、購入枚数、割引価格等については、当財団が決定し会員に通知するものとします。
③チケットは以下のとおり購入できるものとします。但し、後援事業など一部の事業で(1)のみ、適用とします。

(1)事務局に電話にて、会員番号、お名前を申し出て購入
(2)事前にインターネットで利用登録により会員番号ほか、ご本人の詳細情報を登録したうえで、同じくネットでID・パスワードを入力しログイン後に購入
④事務局は、前項のお申込みの後、チケット実券を会員に郵送するものとします。
⑤会員は、チケット実券を受け取ったときは、内容を確認し誤り等がある場合は、速やかに事務局に申し出るものとします。ただし、お申込みのチケットについて、キャンセル又は変更はできないものとします。
⑥会員は、チケットのお申込みから2週間以内にチケット実券が届かない場合は、速やかに事務局に申し出るものとします。
⑦会員は、前2項の申し出をしなかった場合、事務局が郵送したチケット実券の内容により事務をすすめることに異議ないものとします。
⑧会員は、チケット代金を所定の方法により、当財団に支払うものとします。

■会員サービス

【第7条】

会員は、当財団が通知する各種サービスを当財団所定の方法により利用することができるものとします。

■代金決済

【第8条】

①第5条に規定する年会費の支払方法は1回払いによるものとし、入会の申込みがその月の20日以前の場合は入会した月の翌月の5日(土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合はこれらの日の翌日)に、21日以降の場合は翌々月の5日(土

曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合はこれらの日の翌日)に、2年度目以降の継続時はその年の3月5日(土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合はこれらの日の翌日)に、所定の方法により、お支払いいただけます。また、オンライン入会によりクレジットカード決済で支払いの場合は、登録した日の翌日までにその手続きを本人が行い、期日までに行わなかった場合は、入会が無効になることに異議はないものとします。また、2年度目以降はその年の3月中旬に、クレジットカード決済にてお支払いいただけます。

②第6条第8項に規定するチケット代金の支払方法は1回払いによるものとし、チケットの予約をした日がその月の20日以前の場合は翌月の5日(土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合はこれらの日の翌日)に、21日以降の場合は翌々月の5日(土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合はこれらの日の翌日)に、所定の方法により、お支払いいただけます。また、オンラインでチケット予約をして、クレジットカード決済で支払いの場合は、予約した日の翌日までにその手続きを本人が行い、期日までに行わなかった場合は、チケットの予約が無効になることに異議はないものとします。

③第7条(会員サービス)の代金の支払方法は、ご利用の各施設において会員証を提示のうえ所定の方法にてお支払いいただけます。

■会員証の紛失、盗難

【第9条】

①会員は、会員証を紛失又は盗難にあったときは、ただちに事務局に届け出るものとします。
②会員が紛失、盗難、その他の事由により会員証を他人に利用され、会員又は当財団に損害が生じた場合は会員にその損害を負担していただくものとします。

■届出事項の変更等

【第10条】

①会員は、入会時に届け出た住所、氏名、電話番号及び決済口座等の内容に変更が生じた場合には、ただちに事務局に変更事項を届け出るものとします。
②会員は、前項の届け出がないために事務局からの通知又は送付書類その他のものが延着又は不到着となっても、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

■退会等

【第11条】

①会員の都合により退会するときは、事務局に退会の申し出を行うとともに、退会届を提出するものとします。
②退会のお申し出の後、第8条(代金決済)の未払い債務を完済されたときをもって退会といたします。ただし、年度途中の退会であってもお支払い済みの年会費については返還しません。
③会員が次のいずれかに該当した場合には、当財団が会員の資格を取り消すことができるものとします。
(1)入会時に虚偽の申告があった場合
(2)本規約に違反した場合
(3)代金の支払いを怠った場合

■規約の変更

【第12条】

本規約を変更する場合には、当財団からあらかじめ会員に通知するものとします。

●附則

①この規約は、令和5年3月31日から適用します。
②この規約の施行前のソニックシティホールメンバーズ会員規約は廃止します。

※振替後のご通帳には、「RKソニックチケット」・「RKソニックカイト」等と表記がなされますのでご了承ください。